

大田原市デマンド交通運行事業計画

令和6年4月1日

1. デマンド交通運行事業概要

(1) 事業名

大田原市デマンド交通運行事業

(2) 事業の目的

平成24年3月に策定した「大田原市地域公共交通総合連携計画」に基づき運行を始めた本デマンド交通は、地域住民の日常生活及び本市への来訪者に必要な交通手段の確保を目的とし、令和4年3月に策定した「大田原市地域公共交通計画」に基づき、適宜修正を加え運行を行うものとする。

※軽微な変更以外は、地域公共交通会議に諮り、本事業計画を変更するものとする。

(3) 運行期間

第1期：平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

ただし、平成25年4月1日から平成25年9月30日までは実証運行期間

第2期：平成30年4月1日から平成35（令和5年）年3月31日まで

ただし、平成30年4月1日から平成30年9月30日までは実証運行期間

※野崎・佐久山地区、湯津上地区への運行区域拡大は、第2期の期間に合わせ平成31年4月1日から平成35（令和5年）年3月31日までとする。

※親園地区への運行区域拡大は、第2期の期間に合わせ令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

第3期：令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 事業参加資格

栃木県北地区タクシー協議会に加盟している事業者であり、道路運送法第4条の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の業務実績があること。

なお、運行期間を延長する場合には、これまでの運行実績により判断し、地域公共交通会議に諮り、継続することは差し支えない。

(5) 事業内容

事業者は、次に定める業務を行ない、デマンド交通全般の運営を担うものとする。

①受付業務

予約センターの運営及び管理

デマンド方式による受付及び配車

利用者からの問い合わせ対応

利用促進対策

利用者登録

その他予約センター運営に関して必要な事項

②運行業務

デマンド方式による車両の運行及び管理

運賃の受入

事故対応

緊急時の対応

その他デマンド交通運営に関して必要な事項

(6) 運賃収入

利用者からの運賃収入については、事業者の収入とし、デマンド交通を運営するための経費（受付経費・運行経費等）に運賃収入が満たない場合には、市がその不足分を補助金として支払うものとする。

(7) 補助金の支払い

補助金の支払いについては、四半期ごとのデマンド交通運行経費から運賃収入を差し引いた額を支払うものとする。

なお、補助金については、別に定める補助金交付要綱によるものとする。

2. デマンド交通運營業務の内容

(1) 運輸局への事業申請

本業務は、道路運送法第4条の規定に基づき一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行・区域運行）の許可を受けて実施するため、運行開始前までに許可を受けること。

(2) デマンド方式による運行に使用する車両

①運行車両台数

ワゴン型車両8台とセダン型車両3台の計11台とし、通常タクシー業務に支障のないよう柔軟に対応するものとする。

※なお、不慮の事故等に備え、事業者所有のジャンボタクシーを予備車両として活用すること。

②車種

・ワゴン車両

10人乗りワゴン型車両8台を事業者が導入するものとする。

なお、車両の更新が必要な場合にも、事業者が導入するものとする。

・セダン型タクシー車両

道路運送法上において提供車両は、有償運行を実施するため、緑ナンバーを取得した営業車である必要があることから、既存のタクシー車両3台を活用するものとする。

※予備車両は、可能な限り事業者が所有するジャンボタクシーとする。

③車両表示

デマンド交通による車両であることがわかるように、運行車両の両側等にその旨の表示をするものとする。

④運行日

年末年始（12/29～1/3）を除く、毎日運行するものとする。

なお、日曜・祝日に限っては、予約が入った場合のみ運行するものとする。

ただし、『定路線運行』においては、日曜・祝日は運休とする。

⑤運行時間

それぞれの地区において出発時間を次のとおりとする。なお、運行は1便あたり1時間以内を基本とし、利用状況（予約）に応じた柔軟な対応を心掛けるものとする。

【親園・野崎・佐久山地区】

★自由経路運行 [3台]

出発時間

7時30分 ◎ 8時30分 ◎ 9時30分 10時30分 ◎ 11時30分
12時30分 14時30分 ◎ 15時30分 16時30分 17時30分

※◎は「大田原市役所」、「トコトコ大田原」への利用が可能

★定路線運行

○野崎・佐久山線

出発時間 5時50分（発着地：ふれあいの丘～野崎駅）

6時50分（発着地：ふれあいの丘～野崎駅）

運行経路（停留所）及び時刻表は別表1のとおり

○親園・佐久山線

出発時間 7時00分（発着地：ふれあいの丘～大田原市役所）

18時20分（発着地：大田原市役所～ふれあいの丘）

運行経路（停留所）及び時刻表は別表2のとおり

【湯津上・黒羽地区】

★自由経路運行 [5台]

出発時間

◎ 7時30分 8時30分 9時30分 10時30分 ◎11時30分
12時30分 14時30分 ◎15時30分 16時30分 17時30分

※◎は那須赤十字病院への利用が可能

★定路線運行

○湯津上・黒羽線

出発時間 6時20分（発着地：湯津上支所～田町ロータリー）

7時30分（発着地：湯津上支所～黒羽高校）

17時30分（発着地：黒羽高校～湯津上支所）

運行経路（停留所）及び時刻表は別表3のとおり

⑥運行方式

利用者登録のあった者（区域外の者にあつては、予約時の利用者情報※1が一時的な登録内容とする）が、予約をした場合に運行するものとし、利用者の自宅近くの乗降所※2から、もしくはあらかじめ決められた指定の行き先間の輸送を基本とするものとする。

「定路線運行」については、予約がなくても定められた経路で運行するものとする。

※1 予約時の利用者情報とは、ア：利用者の氏名、イ：住所、ウ：電話番号とする。

※2 原則、利用者自宅近くのゴミステーションを指定する。

⑦指定行き先

別紙「行き先一覧」のとおりとする。

⑧運行エリア

【親園・野崎・佐久山地区】 親園地区、野崎地区、佐久山地区

【湯津上・黒羽地区】 湯津上地区、黒羽地区（黒羽・川西・両郷・須賀川）

⑨運賃（片道）

大人 500円

高・大学生 300円

小・中学生 200円

乳幼児 無料

65歳以上（大田原市民の方でマイナンバーカード提示） 200円

ただし、「大田原市民証」（有効期限内に限る）を提示した場合も同様とする。

障害者 150円

（大人、高・大学生：身障手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者手帳アプリ「ミライロID」提示）

⑩大田原市乗継乗車券の発行

大田原市営バスまたは関東自動車路線バスへ乗り継ぐ旨を申し出た利用者に対して、

「大田原市乗継乗車券」に乗車年月日を記載し発行する。

①運賃の減免

- ・事前登録した者は、大人300円に、高・大学生200円に、小・中学生150円に、65歳以上（マイナンバーカード提示）150円に減免する。
- ・高齢者運転免許証自主返納者無料乗車証を提示した高齢者は無料とする。
- ・大田原市営バス定期券または関東自動車大田原管内路線バス定期券を提示した者は無料とする。
- ・大田原市営バス回数券（100円券及び200円券）を提出した者は、運賃から回数券額面の金額を引いた運賃とする。
- ・大田原市の規則で定める「大田原市乗継乗車券」を提出した者は、運賃から100円を引いた運賃とする。
- ・「県立高等学校一日体験学習」で使える「体験無料乗車証」を提出した者は、運賃を無料とする。

(3) デマンド交通の利用者

デマンド交通を利用できる者は、原則それぞれの区域内に住所を有しまたは生活を営み、事前にデマンド交通の利用登録をした者で、1人で乗車できる者、もしくは介助者が同乗する場合とする。

なお、利用登録をしていないものは利用できないことになるので、その都度利用登録をするものとする。

また、区域外の者（区域外の市民や、主に観光客など運行区域内に目的のある方）にあつては、事前の登録は不要とするが、予約時の利用者情報※3が一時的な登録内容とする。

※3 予約時の利用者情報とは、ア：利用者の氏名、イ：住所、ウ：電話番号とする。

(4) 予約体制

①予約方法

電話での予約またはwebからの予約とする。

②予約受付

事業者は、利用申込があつた場合には、迅速かつ的確な対応を行うものとする。なお、利用登録の際にemailアドレスを登録し、webから予約を実施された方については、乗車時間確定後にお迎え目安時間を登録のemailアドレスに配信する。

③予約センターの設置及び運営

事業者は、デマンド交通の予約を受け付ける予約センターを設置し、利用者の事前登録、予約受付、問い合わせ等の対応、配車管理を行うものとする。

④オペレーターの手配

事業者が、利用者からの電話予約受付を行うため、受付オペレーターを配置するもの

とする。オペレーターは、受付及び配車指示を行うものとする。

親園・野崎・佐久山地区及び湯津上・黒羽地区それぞれにおいて、予約状況により、一方で当初の配備車両では足りなく、もう一方で空き車両がある場合には、相互に応援に向かわせるものとする。

⑤ 予約専用電話回線

事業者は、電話予約に必要な専用電話回線を設置するものとする。

⑥ 予約センター開設日時

月曜～土曜日（祝日を除く）の8時から17時までとする。web 予約の場合、24時間受付可能とする。

⑦ 予約受付時間

『自由経路運行』においては、予約は原則、乗車を希望する7日前から、各車両出発の30分前までとする。ただし、7時30分及び8時30分の出発便については、前営業日の17時までとする。

また、日曜・祝日の利用に限っては、予約が入った場合は運行できるものとすることから、その予約は前営業日17時までに予約を受け付けた場合とする。

『定路線運行』においては、予約を不要とする。

(5) 乗車の制限

事業者は、次のいずれかに該当する者に対し、あるいは該当するとき、乗車を制限することができるものとする。

- ① 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第52号及び第53号に規定する事項に違反する者。
- ② 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑のかかる恐れがある者。
- ③ 自動車内の秩序又は風紀を乱す行為をする者、又はその恐れのある者。
- ④ 乗車定員を超えるとき。
- ⑤ 感染症にかかっていると認められるとき。
- ⑥ その他、安全運行上支障があると認められるとき。

(6) 運行記録の報告

事業者は、次に定める運行記録等について、決められた期日までに市に報告するものとする。

① 日報・月報の作成

利用者数、料金、走行距離等の運行記録に関する日報及び月報を作成する。

② 日報・月報の提出

1か月分まとめて翌月10日までに日報及び月報を提出する。

③ その他市長が必要と認めた運行に関する報告書類を提出する。

※日報及び月報の様式は別に定める。

(7) 運行管理

事業者は、デマンド交通の運営にあたっては、運行に関する関係法令を順守するものとし、安全運転には万全を期するものとする。

(8) 利用促進について

デマンド交通の利用向上を図るため、事業者は、市民に対し必要な対策を講じるなど利用促進を行うものとする。

また、利用者に対して公平公正に対応するとともに、サービスの向上を図るよう努力するものとする。

(9) 事故対応

万が一事故（交通事故及びその他の事故）が発生した場合は、事業者の責任において、事故処理及び対応を行うこととし、また、利用者等に対する責任を負うものとする。

なお、この場合には、速やかに市に事故状況等について報告を行うものとする。

(10) 苦情処理

利用者からの苦情等に対しては、事業者が誠実に対応するとともに、苦情等の内容及びその対応については、市に報告するものとする。

(11) その他

地震、天候不良等によりデマンド交通の運行に支障をきたすことが予想される場合には、事業者は、あらかじめ市と協議し対応するものとする。

また、事業内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して対応するものとする。

附則

平成25年9月1日より那須赤十字病院を指定の行き先に追加する。

平成27年10月1日より高齢者運転免許証自主返納者無料乗車証を適用する。

平成28年7月1日より農協関連施設を目的地に追加する。

平成30年4月1日より下記の点において修正する。

1. 事業の目的は、大田原市地域公共交通網形成計画に基づくものとする。
2. 運行期間を平成30年4月1日から平成35年3月31日までとする。
3. 事業参加資格について、運行期間を延長する場合には、運行実績により判断し、地域公共交通会議に諮り継続できるものとする。
4. 日曜・祝日においても予約が入った場合は運行できるとする。

5. 発着待機所である田町ロータリーから乗車する場合、運行時間前に待っていれば予約することなく利用できるものとする。
6. 指定の行き先を別紙のとおりとし、増やす。
7. 区域外の者も利用できることとし、利用登録は予約時の利用者情報とする。
8. 区域外の者の利用料金設定を追加する。
9. 日曜・祝日の運行については、前日の16時までに予約を受けた場合とし、発着待機所である田町ロータリーから乗車する場合でも予約を必要とする。

平成30年10月1日より下記の点において修正する。

1. 出発時間17:30の便を追加し、便数を9便から10便とする。
2. 予約センター開設時間を、8時から16時30分までとする。また、予約受付時間を、7時30分及び8時30分の出発便については、前日の16時30分までとし、「2. デマンド交通運營業務の内容(4) 予約体制」中⑥⑦の欄の文章を整理(修正)する。

平成31年4月1日より下記の点において修正する。

1. 「野崎・佐久山地区」及び黒羽地区に湯津上地区を加えた「湯津上・黒羽地区」を新たな運行区域とするため、全てにおいて必要な箇所を修正する。
2. 「大田原市乗継乗車券」の発行について追加する。
3. 運賃の減免について、大田原市営バス定期券、大田原市営バス回数券、関東自動車路線バス定期券(大田原管内)、大田原市乗継乗車券を追加する。

令和2年4月1日より下記の点において修正する。

1. 運賃の減免について、65歳以上の者のマイナンバーカードの提示を追加する。なお、「大田原市民証」による減免は有効期限内に限るものとする。

令和3年4月1日より下記の点において修正する。

1. 野崎・佐久山地区に親園地区を加えた「親園・野崎・佐久山地区」を新たな運行区域とするため、全てにおいて必要な箇所を修正する。
2. 野崎・佐久山線において、野崎駅18:40発の便を削除する。
3. 親園・佐久山線において、ふれあいの丘7:00発の便、大田原市役所18:20発の便を新設する。

令和4年4月1日より下記の点において修正する。

1. 親園・野崎・佐久山地区自由経路運行の出発地から、ふれあいの丘を削除する。野崎駅車両を3台に修正する。
2. 湯津上・黒羽地区自由経路運行の出発地から、湯津上支所を削除する。田町ロータリー車両を5台に修正する。
3. 予約受付時間を各車両出発の30分前までに修正する。
4. 発着待機所から、ふれあいの丘、湯津上支所を削除する。

令和4年6月24日より下記の点において修正する。

1. 事業参加資格中の「平成24年10月1日現在、市内に本店若しくは権限を委任された支店又は営業所を有する者であることとする。」を変更する。
2. 運輸局への事業申請中の「事業者は、運行に必要な事業申請を行い許可を受けるものとする。（道路運送法第4条区域運行の許可において運行を実施する。）その際、一般乗合旅客自動車運送事業に係る運行管理者を置くことが必要であるが、その要件に合致しない一般乗用もしくは一般貸切旅客運送事業者が応募する場合は、事前に市に申し出ること。」を変更する。

令和5年4月1日より下記の点において修正する。

1. 事業の目的の「大田原市地域公共交通網形成計画」を「大田原市地域公共交通計画」に修正する。
2. 運行期間に第3期を追加する。
3. 発着待機所である「野崎駅」「田町ロータリー」から乗車する場合においても、事前予約して利用することとする。
3. 運賃に「障害者手帳アプリ「ミライロID」」を追加する。
4. 予約を web から24時間受付可能とすること及び email アドレス登録時にはお迎え目安時間を配信することを追記する。
5. 停留所の「保健センター前」を「大田原女子高校南」に、「県北健康福祉センター前」を「住吉町交差点」に名称変更する。

令和6年4月1日より下記の点において修正する。

1. 出発地となっている「田町ロータリー」「野崎駅」を廃止し、出発時間に到着できるようにする。
2. 指定の行き先を別紙のとおりとし、増やす。

別表 1

【野崎・佐久山線】 ★定路線運行 運行経路（停留所）及び時刻表

停留所名\行き先	野崎駅	
	5:50	6:50
ふれあいの丘	5:50	6:50
八幡宮前	5:51	6:51
玄性寺	5:52	6:52
福原	5:53	6:53
福南公民館入口	5:54	6:54
芝山	5:55	6:55
浄法寺入口	5:56	6:56
種入	5:57	6:57
種入入口	5:58	6:58
下天梅	5:59	6:59
中天梅	6:00	7:00
上天梅	6:01	7:01
大神南部	6:02	7:02
平山入口	6:03	7:03
平山	6:03	7:03
平山公民館前	6:04	7:04
きらり佐久山前	6:05	7:05
きみのゆ前	6:06	7:06
佐久山下町	6:07	7:07
佐久山小学校入口	6:07	7:07
佐久山郵便局前	6:07	7:07
岩井町	6:08	7:08
滝沢	6:09	7:09
滝沢公民館前	6:10	7:10
平沢	6:11	7:11
平沢公民館入口	6:12	7:12
平沢入口	6:13	7:13
薄葉小学校前	6:14	7:14
桜林	6:15	7:15
上薄葉	6:15	7:15
野崎中学校前	6:16	7:16
野崎駅	6:20	7:20

別表2

【親園・佐久山線】 ★定路線運行 運行経路（停留所）及び時刻表

停留所名\行き先	大田原市役所	停留所名\行き先	ふれあいの丘
ふれあいの丘	7:00	大田原市役所	18:20
上天梅	7:01	市体育館前	18:20
中天梅	7:01	住吉町交差点	18:22
下天梅	7:02	トコトコ大田原前	18:24
種入入口	7:03	金燈籠	18:26
種入	7:04	大田原女子高校前	18:27
浄法寺入口	7:06	大田原女子高校南	18:28
芝山	7:07	富士見1丁目	18:29
福南公民館入口	7:08	六本松	18:31
福原	7:11	荻野目新町	18:32
玄性寺	7:12	荻野目入口	18:33
八幡宮前	7:13	中丸入口	18:34
太子堂前	7:14	薬王寺前	18:34
大神	7:15	親園小学校入口	18:35
箒川入口	7:17	実取入口	18:35
前坂	7:19	吉沢	18:36
佐久山下町	7:20	松原入口	18:36
佐久山小学校入口	7:20	滝沢	18:37
佐久山郵便局前	7:20	岩井町	18:38
岩井町	7:21	佐久山郵便局前	18:39
滝沢	7:22	佐久山小学校入口	18:39
松原入口	7:23	佐久山下町	18:39
吉沢	7:23	前坂	18:40
実取入口	7:24	箒川入口	18:42
親園小学校入口	7:24	大神	18:44
薬王寺前	7:25	太子堂前	18:45
中丸入口	7:25	八幡宮前	18:46
荻野目入口	7:26	玄性寺	18:47
荻野目新町	7:27	福原	18:48
六本松	7:28	福南公民館入口	18:51
富士見1丁目	7:30	芝山	18:52
大田原女子高校南	7:31	浄法寺入口	18:53
大田原女子高校前	7:32	種入	18:55
金燈籠	7:33	種入入口	18:56
トコトコ大田原前	7:35	下天梅	18:57
住吉町交差点	7:37	中天梅	18:58
市体育館前	7:40	上天梅	18:58
大田原市役所	7:41	ふれあいの丘	19:00

別表3

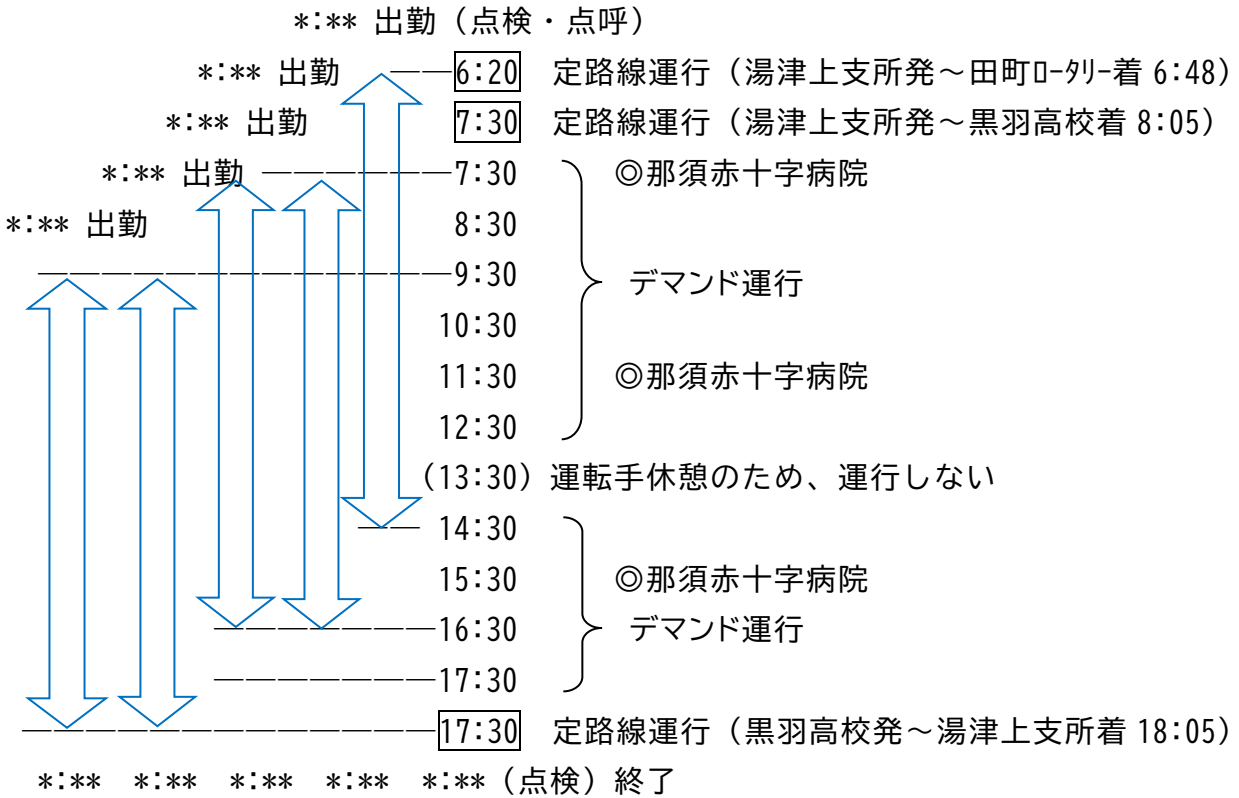
【湯津上・黒羽地区】 ★定路線運行 運行経路（停留所）及び時刻表

停留所名\行き先	田町口-タリ-	黒羽高校
湯津上支所	6:20	7:30
那須スポーツパーク	6:22	7:32
笠石神社交差点	6:23	7:33
笠石神社前	6:24	7:34
侍塚駐車場	6:25	7:35
上侍塚入口	6:26	7:36
佐良土郵便局前	6:27	7:37
佐良土	6:30	7:40
佐良土郵便局前	6:30	7:40
上侍塚入口	6:31	7:41
侍塚駐車場	6:32	7:42
笠石神社前	6:33	7:43
湯津上小学校入口	6:35	7:45
小船渡	6:36	7:46
狭原	6:37	7:47
黒羽幹部派出所	6:38	7:48
大豆田	6:39	7:49
花月前	6:40	7:50
向町	6:41	7:51
下町	6:42	7:52
黒羽郵便局前	6:45	7:55
下町	6:45	7:55
向町	6:46	7:56
田町口-タリ-	6:48	7:58
黒羽支所		8:00
黒羽神社下		8:01
大雄寺入口		8:01
下前田		8:02
上前田		8:02
黒羽高校入口		8:03
黒羽高校		8:05

停留所名\行き先	湯津上支所
黒羽高校	17:30
黒羽高校入口	17:31
上前田	17:32
下前田	17:33
大雄寺入口	17:34
黒羽神社下	17:34
黒羽支所	17:35
田町口-タリ-	17:37
向町	17:39
下町	17:40
黒羽郵便局前	17:42
下町	17:42
向町	17:43
花月前	17:44
大豆田	17:45
黒羽幹部派出所	17:45
狭原	17:46
小船渡	17:47
湯津上小学校入口	17:49
笠石神社前	17:50
侍塚駐車場	17:51
上侍塚入口	17:52
佐良土郵便局前	17:53
佐良土	17:55
佐良土郵便局前	17:55
上侍塚入口	17:56
侍塚駐車場	17:57
笠石神社前	17:58
笠石神社交差点	17:59
那須スポーツパーク	18:00
湯津上支所	18:05

◆運行のイメージ

【湯津上・黒羽地区】 車両①②③（黒羽） 車両④⑤（湯津上）



【親園・野崎・佐久山地区】 車両⑥⑦⑧（親園・野崎・佐久山）

